

風俗営業許可申請（法人）について

1 必要書類

- ① 許可申請書 … その1、その2 様式あり
- ② 営業の方法を記載した書面 … その1、その2 様式あり
- ③ 周囲の略図 … 営業所の場所と周囲が分かるもの
- ④ 営業所の平面図 … 面積やいす、テーブルの位置が分かるもの
- ⑤ 営業所の照明、音響等の設備が分かる平面図
- ⑥ 使用承諾書 … 建物の所有者または管理者が記載、営業者が所有者であれば不要
- ⑦ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書または所有者証明書）
… 法務局発行、日付・登記官名が入ったもの
- ⑧ 定款の写し
- ⑨ 法人の登記事項証明書（現在事項証明書） … 法務局発行
- ⑩ 役員の住民票 … 本籍が記載されているものに限る
- ⑪ 役員の身分証明書 … 本籍地の市町村役場で発行
※ 破産宣告の通知を受けていないことの証明
※ 準禁治産者ではないことの記載も要する
- ⑫ 役員の誓約書 … 欠格事項に該当しないことの誓約書 用紙あり
- ⑬ 管理者の住民票 … 役員が兼ねる場合は不要
- ⑭ 管理者の身分証明書 … 役員が兼ねる場合は不要
- ⑮ 管理者の誓約書2種類 … 「欠格事項に該当しないことの誓約書」と「誠実に業務を行う誓約書」 用紙あり
- ⑯ 密接な関係を有する法人がある場合は、その名称及び住所、代表者の氏名を記載した書面 … 用紙あり

※ 申請者が株式会社である場合

- ⑰ 株主名簿の写し

※ 申請者が法人の風俗営業者である場合

- ⑱ 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）である場合は、定款

- ⑲ 管理者の顔写真2枚 … 縦3cm、横2.4cm

申請手数料

- ① 申請種別
新規 24,000円（同時申請の場合は、2件目以降15,400円）
新規（臨時） 14,000円（同時申請の場合は、2件目以降5,400円）
- ② 支払い方法
秋田県証紙 もしくは キャッシュレス決済

※ 市町村役場で発行する書類は、できるだけ6ヶ月以内の日付のもの

3 その他

申請書受付時には申請内容について質問、確認の後、申請書の訂正・追加記載を
求めることがありますので、申請者の方がいらしてください。

調査の結果、不適格事項や虚偽の申請が判明した場合は不許可となります。
手数料及び書類の返還はありません。

申請書の確認作業に時間を要します。

窓口で待ついただく時間を軽減するためにも事前の連絡をお願いいたします。

(記載例)

【許可申請書その1】

別記様式第1号 (第9条関係)

その1		受理年月日	許可年月日
		受理番号	許可番号
許 可 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。 秋田県 公安委員会 〇〇年〇〇月〇〇日 申請者の氏名又は名称及び住所 秋田市・・・・・・・・・・・・ 株式会社 秋田 秋田 太郎			
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ あきた		
氏名又は名称	株式会社 秋田		
住 所	〒(001-0003) 秋田市・・・・・・・・・・・・ (018) 800-0000番		
(ふりがな)	すなックあきた		
営業所の名称	スナック あきた		
営業所の所在地	〒(001-0002) 秋田市・・・・・・・・・・・・ 〇〇ビル2階 (018) 800-0001番		
風俗営業の種別	法律第5条第1項第 1 号の営業		
(ふりがな)	あきた じろう		
管理者の氏名	秋田 次郎		
管理者の住所	〒(002) 0003 秋田市・・・・・・・・・・・・ (018) 800-0002番		
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の名	法人にあつては、その役員の名		
代表者	あきた なるう		
	秋田 太郎		
	あきた はなこ		
	秋田 花子		
滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由		廃止年月日 許可番号
			年 月 日
現に許可等を受けて	許可年月日	年 月 日	許可番号
営む風俗営業	営業所の名称及び所在地		

→ 会社の住所、社名、代表者の名前を記載

→ 管理者は役員が兼務してもよい

→ 役員を全員記載する。欄が足りない場合は、別紙を作成する

【許可申請書その2】

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート3階建		
	建物内の営業所の位置	2階の一部		
	客室数	1 室	営業所の床面積	40.8 m ²
	客室の総床面積		22.08 m ²	
	各客室の床面積	22.08 m ²		m ²
		m ²		m ²
	照明設備	客室 60Wダウンライト10基 トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基		
	音響設備	☆☆社製のカラオケ装置1台、モニター1台、スピーカー2台を客室に設置する		
	防音設備	壁内に厚さ10cmのグラスウールの防音材、二重サッシ		
	その他	営業所の出入り口は1箇所である		
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	
※ 条件	年月日			
	年月日			
	年月日			

【営業の方法】

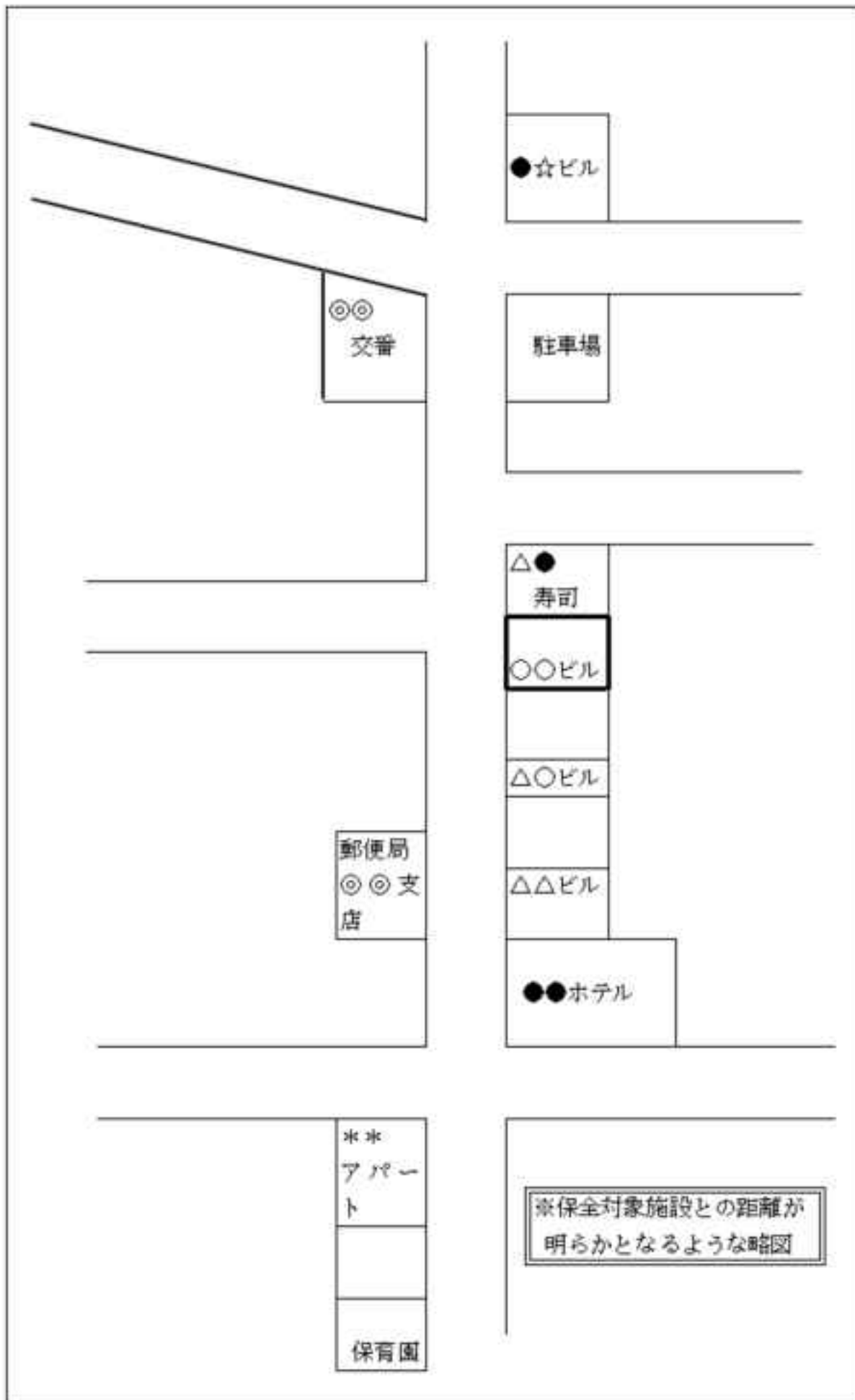
別記様式第2号（第9条関係）

<p>その1</p> <p style="text-align: center;">営 業 の 方 法</p> <p>営業所の名称 スナック あきた</p> <p>営業所の所在地 秋田市・・・・・・・・・・・・・ ○○ビル2階</p> <p>風俗営業の種別 法第2条第1項第 1 号の営業</p>	
<p>営 業 時 間</p>	<p>午前 6 時 00 分から <input checked="" type="radio"/> 午前 0 時 00 分まで</p> <p><input checked="" type="radio"/> 午後 午後</p> <p>※必ず0時前、ただし秋田市の一部は1時まで可 の日にあつては、</p> <p>午前 時 分から 午前 時 分まで</p> <p>午後 午後</p>
<p>18歳未満の者を 従業員として使用 すること</p>	<p>①する <input checked="" type="radio"/> ②しない</p> <p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）</p>
<p>18歳未満の者の 立入禁止の表示方 法</p>	<p>出入口に年少者立入禁止の表示をする</p>
<p>飲食物（酒類を 除く。）の提供</p>	<p><input checked="" type="radio"/> ①する ②しない</p> <p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法</p> <p>ツマミ、ピーナッツ、サラミ等</p>
<p>酒 類 の 提 供</p>	<p><input checked="" type="radio"/> ①する ②しない</p> <p>①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</p> <p>ウイスキー、焼酎、日本酒、ワイン、ビール</p> <p>未成年かどうかの確認が困難な場合は、身分証明の提示等を求めて確認する。</p>
<p>当該営業所において 他の営業を兼業 すること</p>	<p>①する <input checked="" type="radio"/> ②しない</p> <p>①の場合：当該兼業する営業の内容</p>

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)			
料 金	セット料金 1人 4,000円 ウイスキー1杯500円、日本酒1本500円 ※ 主に提供する肴の品名、料金を記入		
料金の表示方法	客の見やすい場所に掲示する。 ケースに入れ、テーブルの上に置く。		
役 務	客の接待をする場合はその内容	談笑、お酌、カラオケデュエット	
	提 供 の 態 様	客の接待をする場合はその内容	常時当該営業所に雇用されている者 3 名
客の接待をする場合は接待を行う者の区分		それ以外の者	名
			主 (ふりがな) 氏 名 又は 名称
			住 所
送 元	〒 () () 局 番		
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	カラオケを奨める ショーを見せる ゲームをさせる	
	時 間 帯	午前 6時00分から 午前 0時00分まで 午後 午後	
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)			
客 室	和風のもの	室	その他のもの 1 室

遊興（不特定の客にカラオケを勧めたり、バンドの生演奏を聴かせるなど）をさせる場合は最長で午前零時まで

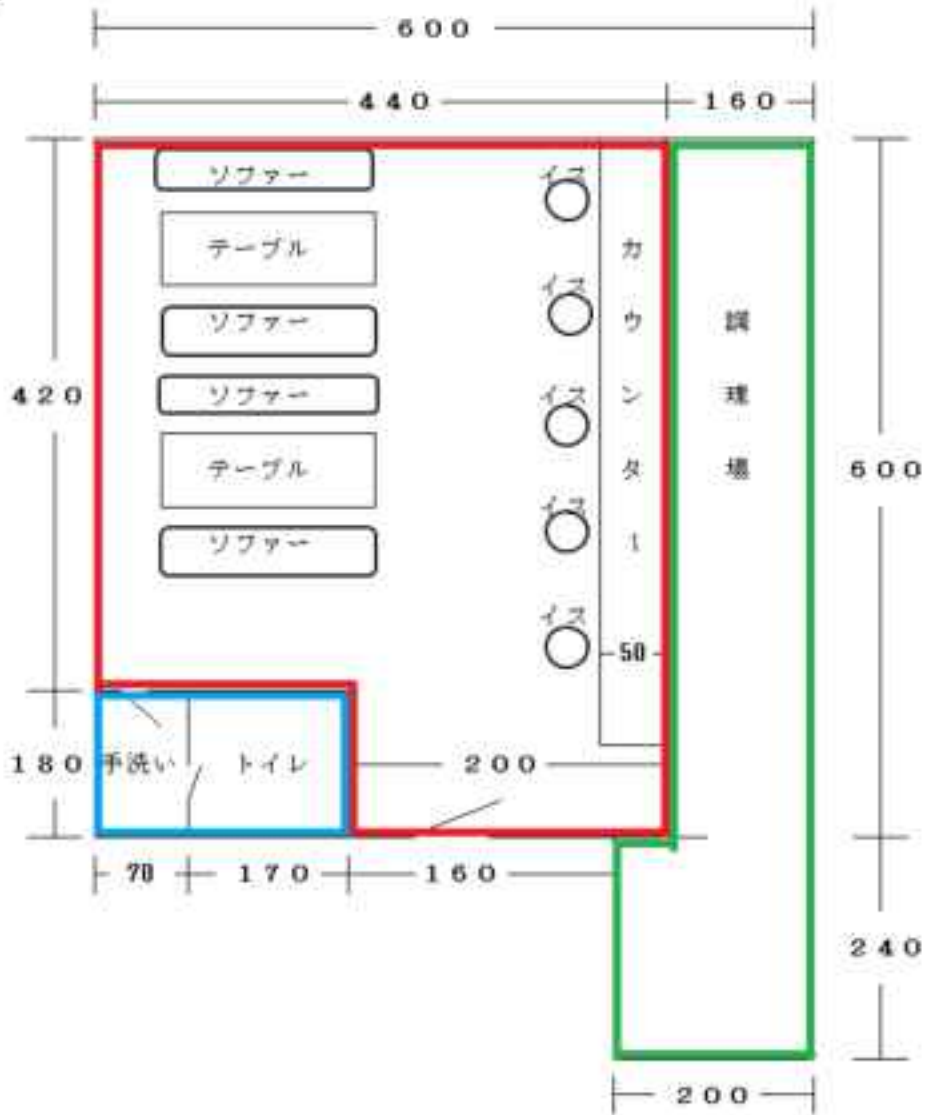
【周囲の略図】



※ 住宅地図のコピーやインターネットから印字したものも可

【許可申請書その2、面積部分】

平面図



客室 $(4.4 \times 4.2) + (2 \times 1.8) = 22.08 \text{ m}^2$
 調理場 $(6 \times 1.6) + (2.4 \times 2) = 14.4 \text{ m}^2$
 トイレ、手洗い場 $(1.7 \times 1.8) + (0.7 \times 1.8) = 4.32 \text{ m}^2$
 営業所 $22.08 + 14.4 + 4.32 = 40.8 \text{ m}^2$

○ 許可申請書その2 (記載例2枚目)

客室数	1	室	営業所の床面積	40.8 m ²
客室の総床面積			22.08	m ²
各客室の床面積	22.08	m ²		m ²
		m ²		m ²

- ※ 寸法は、内寸(建物の壁から壁までの測定値)
- ※ 客室面積については、カウンター上も含む

■ 営業所面積記載時の留意事項

申請を行う図面については、営業所全体の床面積、客室面積、トイレ、調理場、更衣室等の面積をそれぞれ記入願います。

※ 寸法は、内寸（建物の壁から壁までの測定値）

※ カウンター上面も客室面積に含まれます。

- 営業所全体の床面積は全ての面積の合計になります。

例	全体の床面積	=	客室面積	+	調理場	+	トイレ、手洗い場
	40.8㎡		22.08㎡		14.4㎡		4.32㎡

- 申請される図面を元に各面積の計算を行いますので、計算が可能な図面の提出をお願いします。

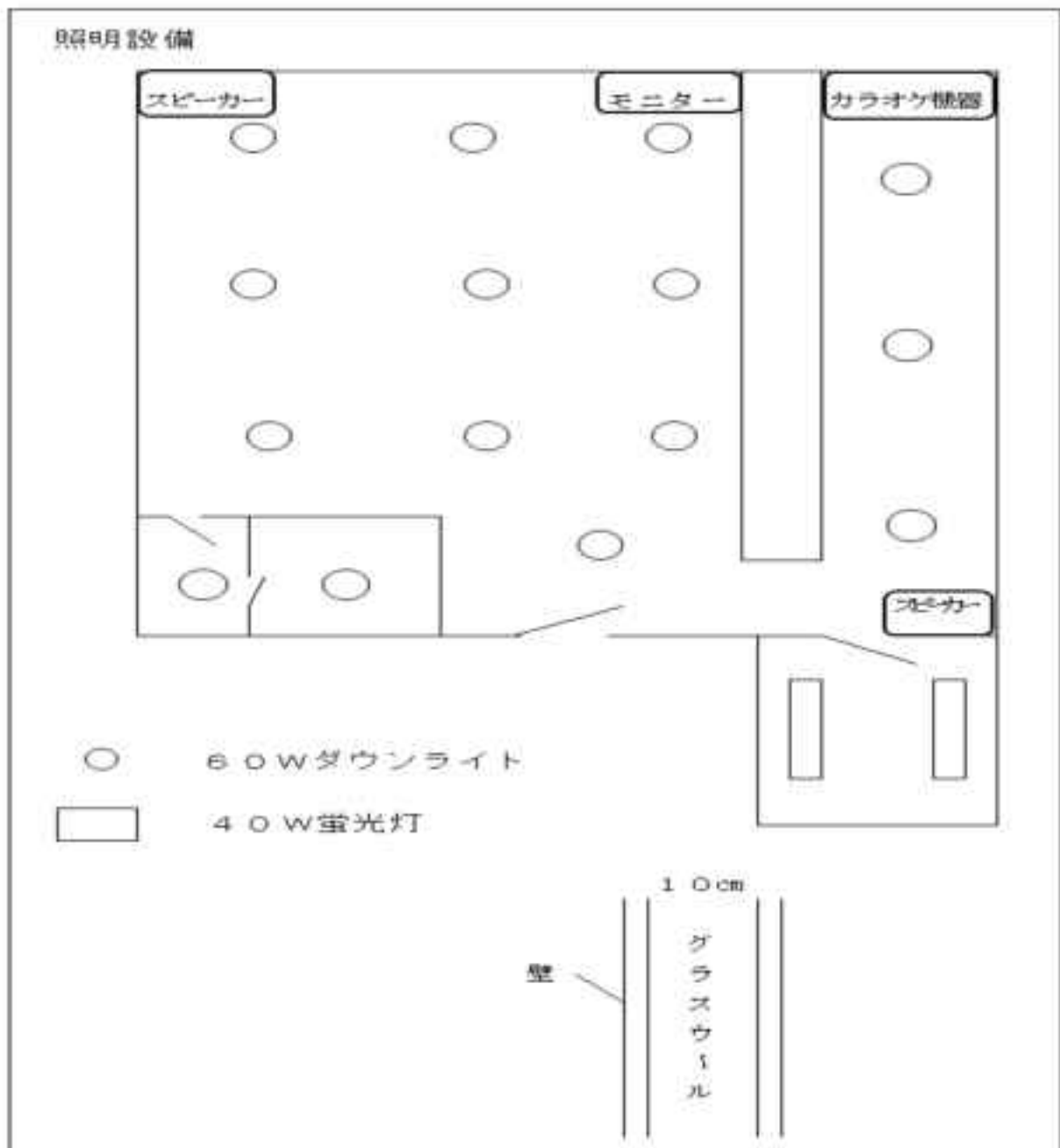
数字の判読ができないものや寸法の記入のない図面では計算ができませんので、再度提出していただくこととなります。

- 面積を出す際の数式については、全て記入のうえ提出してください。

$$22.08\text{㎡} + 14.4\text{㎡} + 4.32\text{㎡} = 40.8\text{㎡}$$

- それぞれの場所については、蛍光ペン等で囲む等して、営業所内の状況がよくわかるように提出してください。

【許可申請書その2、照明・音響部分】

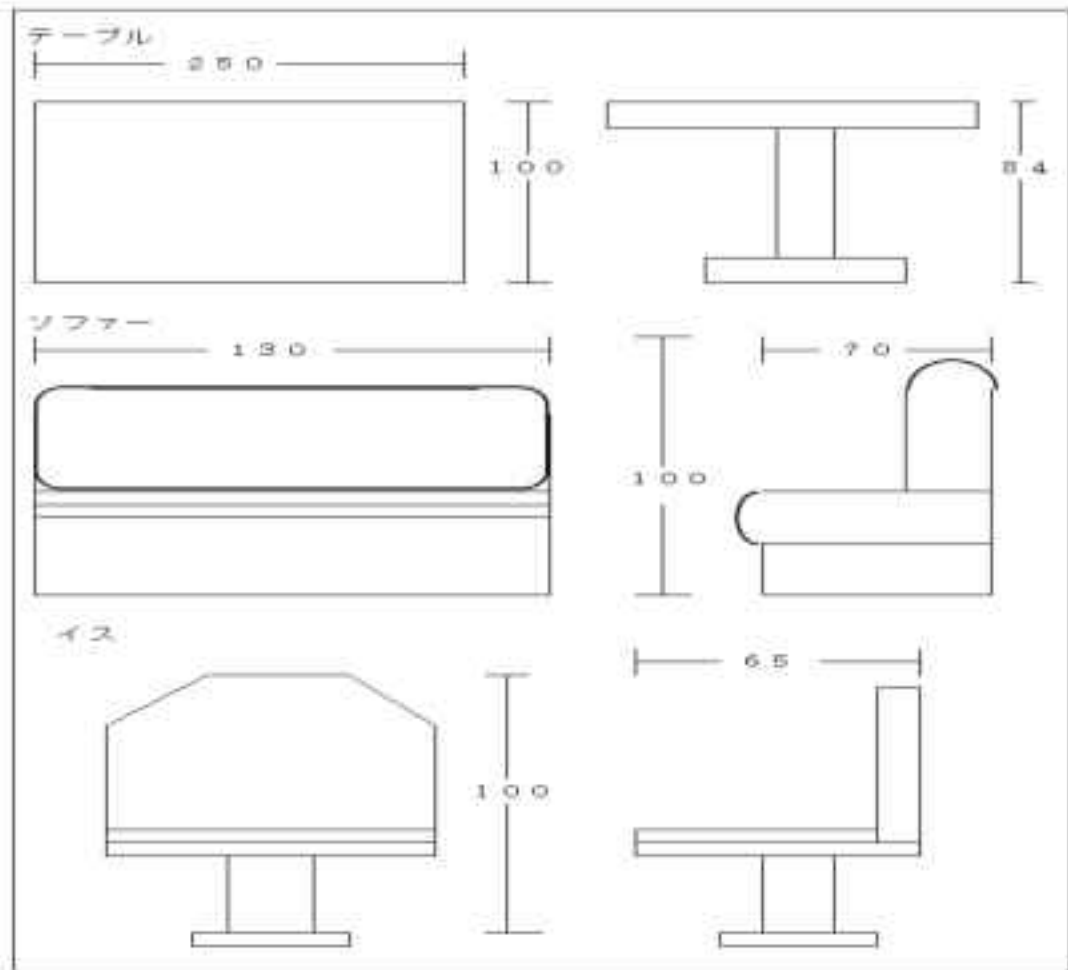


○ 許可申請書その2

照明設備	客室 60Wダウンライト10基 トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基
音響設備	☆☆社製のカラオケ装置1台、モニター1台、スピーカー2台を客室に設置する

※ 申請書に書いた数と図面に書いた個数が同じ数になるようにする

【イス、テーブルの図面】



※ 高さ1メートルを超えない高さのイスやテーブルにする

【使用承諾書】建物の所有者または管理者から記載してもらう

<p>※ 建物の所有者または管理者に記載してもらう書類です。</p> <h2 style="text-align: center;">使 用 承 諾 書</h2> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>株式会社 秋田 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 秋田市・・・・・・・・</p> <p style="text-align: right;">氏名 甲乙 一二</p> <p>私は、下記1の建物等の 所有者 として、下記2、3及び4の条件で下記1の建物等をあなたが使用することを承諾します。</p>		
1	建 構 造	鉄筋コンクリート3階建
	所 在 地	秋田市・・・・・・・・・・・・・〇〇ビル
2	使用する目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業所(スナックあきた)として使用するものとする。
3	営業所として使用を承諾する建物等の部分	<input type="checkbox"/> ① 建物等の全部 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建物等の一部
		②の場合：その部分 地上2階の一部(201号)
4	使用を承諾する期間	〇〇年〇〇月〇〇日から3年間

※ 建物の所有者と管理者が異なる場合（建物を不動産会社に管理を委託している場合など）で管理者から使用承諾書を記載してもらう場合は、所有者と管理者の繋がりが分かる資料（賃貸契約書など）も合わせて、提出する

【誓約書・法人用】

(R7.11.28～)

(風俗営業・法人用)

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所 秋田市・・・・・・・・・・

氏 名 秋田 太郎

当法人は、風俗営業等の風情及び風俗の適正化等に関する法律（以下「法」といふ）第4条第1項第7号及び第13号に掲げる

7号 当該許可を受けようとする者と密接な関係を有する次に掲げる法人が法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者である者

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事実を実質的に支配し、又はその事実上重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ニ 密接な関係を有する法人とは

- ・ 申請者が株式会社である場合にその議決権の過半数を所有している者等
- ・ 申請者が持分会社である場合にその資本金の2分の1を超える額を出資している者等
- ・ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、申請者の事業の方針の決定に関して、前2号に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者等

13号 第3号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

密 第3号 集団的に、又は常習的に暴力的不逞行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるとに足りる相当な理由がある者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取得できる

(風俗営業・法人の役員用)

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所 秋 田 市 ・ ・ ・ ・ ・

氏 名 秋 田 太 郎

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という）第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる

- 1号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2号 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51条第1項に規定する罪、刑法（公然わいせつ等）、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 5号 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 6号 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者
- 8号 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - イ 第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間
 - ロ 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき第26条第1項による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。）までの間
- 9号 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 10号 前号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

※ 役員全員分必要

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取得できる

(風俗営業・管理者用)

誓 約 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

住 所 秋田市・・・・・・・・・・

氏 名 秋田 次郎

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という）第24条第2項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 法第4条第1項第1号から第4号まで、第6号又は第8号から第10号までのいずれかに該当する者
 - 1号 破産手続開始の決定を受けて復讐を得ない者
 - 2号 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51条第1項に規定する罪、刑法（公然わいせつ等）、交番防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - 3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - 4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
 - 6号 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - 8号 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - イ 第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る懸念の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間
 - ロ 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から懸念決定予定日（当該立入りの結果に基づき第29条第1項による風俗営業の許可の取消処分に係る懸念を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。）までの間
 - 9号 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - 10号 第8号イに掲げる期間内に分割により同号イの懸念に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 3 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取得できる

【誓約書・管理者用その2】

(R7.11.28～)

(風俗営業・管理者用その2)

誓 約 書

私は、 スナックあきた の管理者として、その
業務を誠実にを行うことを誓約します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

営業所所在地 秋田市・・・・・・・ 〇〇ビル2階

営業種別・名称 社交飲食店 スナックあきた

住 所 秋田市・・・・・・・

氏 名 秋田 次郎

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

※ 定められた様式はないが、警察署で作成したものが上記様式であり警察署で取得できる

【密接な関係を有する法人】

(R7.11.28～)

(風俗営業・法人用)

密接な関係を有する法人	
当法人の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項第7号イからハまでに掲げる法人は以下のとおり。	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
秋田県公安委員会 殿	
法人の名称	株式会社アキタ
法人の所在地	秋田市・・・・・・・・
代表者の氏名	秋田 太郎
記	
法第4条第1項第7号イに該当する法人	
法人の名称	株式会社青森
法人の所在地	青森県・・・・・・・・
代表者の氏名	青森 太郎
法第4条第1項第7号ロに該当する法人	
法人の名称	株式会社岩手
法人の所在地	岩手県・・・・・・・・
代表者の氏名	岩手 太郎
法第4条第1項第7号ハに該当する法人	
法人の名称	株式会社山形
法人の所在地	山形県・・・・・・・・
代表者の氏名	山形 太郎

「事業に大きく影響を与えるような関係にある親会社や議決権の過半数を所有している会社など、法人の誓約書に書かれている法人がある場合は、記載